

南相馬市小高区業務内容一覧

業 務 名	実施回数	実施時期（該当月）											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
小高体育センター 消防設備点検業務	年 1 回						←→						
東部・片草運動場 浄化槽保守点検業務	年 4 回			←→		←→		←→		←→			
東部・片草運動場 浄化槽清掃業務	年 1 回						←→						
トレーニング機器 保守点検業務	年 1 回										←→		
小高体育センター 清掃及びワックス がけ業務	アリーナ清掃 2 回		←→						←→				
	アリーナワックスがけ 2 回		←→						←→				
	アリーナ以外の 清掃 1 回						←→						
	アリーナ以外の ワックスがけ 1 回						←→						
	窓ガラス清掃 1 回									←→			
小高体育センター 機械警備業務	通 年	←											→
除草作業業務 （中部・東部・片草 運動場、片草テニス コート）	年 1 回～ 4 回												

仕 様 書

本仕様書は、小高体育センターにおける消防設備保守点検業務について、次のとおり定める。

1．業務場所

小高体育センター

2．消防設備名

(1) 消防機器

(2) 消火器

3．消防設備保守点検業務内容

(1) 当施設の消防設備について、定期点検若しくは臨時点検を行い、設備機能を常に完全な状態に保守するものとする。

(2) 指定管理者が履行すべき点検業務は、誘灯、誘導標識、配線、非常用警報器具及び設備等、当施設に設置してある消防設備とする。

(3) 保守点検は、定期巡回方式とし、下記のとおり行い、臨時点検は設置者より故障発生連絡があった場合に行うものとする。

・消防機器

点検区分	点検実施の回数
機器点検	年度中に 1 度
総合点検	年度中に 1 度

(4) 指定管理者は、点検業務において技術員（消防設備士及び消防設備点検資格を有する者）を派遣し、この業務を行うものとする。

(5) 指定管理者は、指定期間中における機器の保守について一切の責任を負い、消防設備が火災又は誤報により作動した場合には、早急に現場へ急行し適切な処置をとるものとする。

(6) 点検の内容

消防法施行規則第 3 1 条の 4 第 1 項の規定による点検を実施するものとする。

外観点検	消防設備機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項を消防設備の種類に応じて確認のこと。
機能点検	消防設備機器の性能について外観から又は簡易な操作により判別できる事項を消防設備の種類に応じ、基準に従い確認すること。
総合点検	消防設備機器の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防設備を使用することにより、当該消防設備の総合的な機能を消防設備の種類に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

4 . 消火器保守点検業務内容

(1) 点検要領

令和2年12月25日消防庁告示第19号(消防設備等の点検の期間、方法及び結果報告書の様式を定める告示)により実施するものとする。

・消火器

点検区分	点検実施の回数
機器点検	年度中に1度
総合点検	年度中に1度

(2) 点検時の注意事項

器具の性能に支障がなくともゴミ等の汚れは、雑巾等で清掃すること。
合成樹脂製の容器又は部品の清掃には、シンナー、ベンジン等の有機溶剤を使用しないこと。

キャップの開閉には、所定のキャップスパナを用いること。

点検または整備のために消火器を所定の位置から移動する場合は、代替消火器を設置しておくこと。

点検整備において、指定管理者が点検中に財産等を破損した場合は市と協議すること。

5 . 点検報告書の提出

指定管理者は、業務完了時に業務報告書を市へ提出すること。

6 . その他

業務遂行上疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

7 . 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

仕 様 書

本仕様書は、下記施設に設置されている浄化槽の保守点検業務を行い、設備機能を常に万全な状態に維持するため下記のとおり定める。

1．業 務 箇 所 小高東部運動場、小高片草運動場

2．業務内容等

(1) 本業務は、浄化槽法に基づき、保守点検を実施するものとする。

(2) 浄化槽の保守点検は、各施設年 4 回実施するものとする。

日程については、業務箇所の通常業務に支障をきたさないよう担当係員の指示に従って実施するものとする。

業務に従事する技術者は、資格証等の写しを施設管理者に提出する。また業務を行う場合は、身分証明書を携行する。

(3) 業務従事者は、点検等の業務終了後に業務報告書を作成し、施設管理者に提出する。

(4) 業務期間中において、修理又は交換を必要とする箇所を発見した時は、速やかに担当係員に報告するとともに、その指示に従って修理交換等を行うものとする。
これに要する経費については、別途協議の上決定するものとするが、軽微なものについては業務従事者の負担とする。

(5) 万一、事故等が発生した場合、又はその恐れがある場合は、応急処置等について指導するとともに事故の原因を調査し、再発防止について必要な措置を指導、助言を行うものとする。

(6) 保守点検等の実施により各機器等に損傷を与えたときは、速やかに担当係員に報告するとともに、指示に従って業務従事者の経費負担で修理等を行うものとする。

(7) その他、仕様書に明記していない事項で、業務上必要なことについては、業務従事者の責任で実施するとともに、疑義が生じた場合は担当係員と協議し決定するものとする。

3．環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

浄化槽内訳

施設名	槽量	単・合併別
東部運動場	1 0 人槽	合併
片草運動場	1 4 人槽	合併

仕 様 書

本仕様書は、下記施設に設置されているトレーニング機器の保守点検業務を行い、良好な状態で利用者へ施設を貸し出すため、下記のとおり定める。

- 1．業務場所 小高体育センタートレーニングルーム
- 2．業務内容 保守点検業務として、下記トレーニング機器の点検を行う。(年1回)

対象機器	数量
ウエルロード 200E T.K.K3088	2
トレッドミル	1
アップライトバイク	3
リカンベントバイク	2
チン/ディップ	1
レッグカール/エクステンション	1
アブドミナル	1
レッグプレス	1
ラットプルダウン/ロー	1
バタフライ	1
ベンチプレス	1

- 3．その他 業務遂行上疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえ決定する。
- 4．環境への配慮 南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

仕 様 書

本仕様書は、下記施設に設置されている浄化槽の運転状態を良好に保つと共に水質の保全並びに公害防止のため、下記のとおり清掃業務の方法を定めるものである。

なお、本仕様書は業務の大要を列記したもので、詳細については担当係員の指示によるものとする。

1 業 務 箇 所 小高東部運動場、小高片草運動場

2 . 業務内容等

(1) 本業務は、浄化槽法に基づき、清掃を実施するものとする。

(2) 浄化槽の清掃は、各施設年 1 回実施するものとする。

日程については、各業務箇所とも通常業務に支障をきたさないよう担当係員の指示に従って実施するものとする。

業務に従事する技術者は、資格証等の写しを施設管理者に提出する。また業務を行う場合は、身分証明書を携行する。

(3) 業務従事者は、清掃の業務終了後に業務報告書を作成し、施設管理者に提出をする。

(4) 万一、事故等が発生した場合、又はその恐れがある場合は、応急処置等について指導するとともに事故の原因を調査し、再発防止について必要な措置を指導、助言を行うものとする。

(5) 清掃の実施により各機器等に損傷を与えたときは、速やかに担当係員に報告するとともに、指示に従って業務従事者の経費負担で修理等を行うものとする。

(6) その他、仕様書に明記していない事項で、業務上必要なことについては、業務従事者の責任で実施するとともに、疑義が生じた場合は担当係員と協議し決定するものとする。

3 . 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

仕 様 書

本仕様書は、下記施設を良好な状態で利用者へ貸出するため、次のとおり清掃業務の方法を定めるものである。

なお、本仕様書は業務の大要を列記したもので、詳細については担当係員の指示によるものとする。

１．業 務 箇 所 小高体育センター

２．業務内容等

- (１) 本業務は、施設の状態を良好に保つため、フロアー清掃・ワックスがけ作業・窓ガラス清掃を実施するものとする。
- (２) フロアーの清掃・ワックスがけ作業は、アリーナが年 2 回、その他ホール・通路・階段等は年 1 回、窓ガラス清掃は年 1 回実施するものとする。
日程については、通常業務に支障をきたさないよう担当係員の指示に従って実施するものとする。
また、スポーツ施設であることから、スポーツをする際に最適なワックス材を使用するものとする。
- (３) 業務従事者は、清掃の業務終了後に業務報告書を作成し、施設管理者に提出をする。
- (４) 万一、事故等が発生した場合、又はその恐れがある場合は、応急処置等について指導するとともに事故の原因を調査し、再発防止について必要な措置を指導、助言を行うものとする。
- (５) 清掃の実施により施設に損傷を与えたときは、速やかに担当係員に報告するとともに、指示に従って業務従事者の経費負担で修理等を行うものとする。
- (６) その他、仕様書に記していない事項で、業務上必要なことについては、業務従事者の責任で実施するとともに、疑義が生じた場合は担当係員と協議し決定するものとする。

３．環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

小高体育センター面積内訳

- ・アリーナ $35\text{ m} \times 24\text{ m} = 840\text{ m}^2$
- ・その他（ホール・通路・階段等） 66.89 m^2
- ・窓ガラス 計 151.92 m^2
 - 1階事務室（南） $H 2.7\text{ m} \times W 0.9\text{ m} \times 4\text{ 枚} = 9.72\text{ m}^2$
 - 1階（東面） $H 2.7\text{ m} \times W 0.9\text{ m} \times 6\text{ 枚} = 14.58\text{ m}^2$
 - 〃 $H 1.8\text{ m} \times W 0.9\text{ m} \times 10\text{ 枚} = 16.2\text{ m}^2$
 - 〃 $H 1.2\text{ m} \times W 0.9\text{ m} \times 4\text{ 枚} = 4.32\text{ m}^2$
 - 2階（南面） $H 3.5\text{ m} \times W 0.9\text{ m} \times 11\text{ 枚} = 34.65\text{ m}^2$ （会議室含む）
 - 2階（北面） $H 3.5\text{ m} \times W 0.9\text{ m} \times 11\text{ 枚} = 34.65\text{ m}^2$
 - 2階（東面） $H 3.5\text{ m} \times W 0.9\text{ m} \times 12\text{ 枚} = 37.8\text{ m}^2$

仕 様 書

本仕様書は、下記施設における火災、盗難及び不良行為を防止し、かつ施設の保全を図って正常な運営を確保するため下記のとおり定める。

1．業 務 箇 所 小高体育センター

2．業務内容等

(1) 警備任務

- (ア) 火災、盗難及び不良行為の拡大防止。
- (イ) 事故確認時における関係先への通報連絡。
- (ウ) 警備報告書の提出。(毎月)

(2) 警備内容

- (ア) 警備形態は、機械警備とする。
- (イ) 特にやむを得ない事情により機械警備を実施できない場合は、変更事由を文書により提出し、承認を得て当該警備に変わる警備を行うものとする。

3．警備方法等

(1) 機械警備

- (ア) 警備は24時間実施するものとする(但し、使用時間は除く)。
- (イ) 上記において使用時間とは、施設使用者からの警備装置作動解除の信号をうけたときに始まり、警備装置作動開始の信号を受けるまでの時間とする。

(2) 警備機械の整備

- (ア) 業務従事者は業務従事者の使用する機械設備その他の器具を設置し、施設管理者に貸与し、施設管理者の専有に属するものとする。
- (イ) 業務従事者は警備機械設備に関し、正常な機能を維持するため保守点検を行い常に正常作動を確認し、万一警備機械の故障により異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講ずるとともに機器の復旧を行うこと。
- (ウ) 警備機器の設置及び撤去に要する費用は業務従事者の負担とする。

(3) 警備体制条件

- (ア) 警備業務時間中、当該警報機により感知される異常の有無を施設管理者の定める管制本部に専用回線若しくは一般回線を通じ、自動的に通報するものとする。
- (イ) 業務従事者は、警備業務時間中、管制担当員を定め、施設の異常の察知を間断なく行い警備の安全を確立すること。

(ウ) 業務従事者は、警備業務時間中前項により施設に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく警備員を当該物件に急行させ、異常事態の確認を行い必要な処置を講ずること。

(エ) 業務従事者は、異常事態の確認を行い二酸化炭素等のガス消火設備その他人命に影響を及ぼす設備の作動または異臭発生その他の危険性を認めた場合、直ちに消防機関及びその他緊急連絡先に連絡するものとし、その後の異常の有無の点検、警報機器の操作、ガス消火設備等の操作及び鍵の解錠等を行わないものとする。

(オ) 業務従事者は、上記異常事態が発生した場合、出動した消防機関に対する当該物件の最終入り口までの誘導、第三者の当該物件への入場の抑止、可能な限りの初期消火を行うものとする。

(4) 人事、指揮運営

(ア) 警備実施上必要な権限は、業務従事者に付与する。

(イ) 警備員の人事並びに警備に関する指揮、運営は業務従事者が行う。

4. 事故報告

事故発生の際は、すみやかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告すること。

5. 損害賠償

(1) 業務従事者は警備業務遂行中、業務従事者の過失(債務不履行の他、業務従事者の従業員の過失及び不法行為に関する業務従事者の使用者過失責任を含む。)により生じた業務従事者の損害については、下記賠償額を限度として保険により施設管理者に対し、その損害を補償するものとする。

(2) 前項賠償限度額は、対人賠償、対物賠償合わせて1事故10億円也とする。

(3) 前1、2項の業務従事者の損害賠償請求は、その損害発生の日から7日以内に書面をもって業務従事者に報告するものとする。業務従事者が前期通告を怠ったときは、業務従事者は施設管理者に対する損害賠償又は補償の責を免れる。

6. 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は両者相互に預託し、預託された鍵はそれぞれが厳重に取扱い保管すること。

7. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

8. その他

(1) 業務従事者はその他警備上必要と認める事項等について、施設管理者に指導、助言を行うものとする。

(2) 警備実施上、この仕様書に定めのない事項について必要ある限り、両者協議し本書に付加条項を添付する。

仕 様 書

本仕様書は、除草・草刈り作業を行い、良好な状態で利用者へ施設を貸し出すため、下記のとおり定める。

記

- 1 . 業務箇所 小高中部運動場、小高東部運動場、小高片草運動場、小高片草テニスコート
- 2 . 業務内容 (1) 除草剤の散布
 (2) 草刈り作業
 (3) 敷地内のごみ拾い作業
 (4) 上記作業後の収集・運搬処理作業
- 3 . 作業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで (1 時間の休憩時間含む)
- 4 . 作業回数 小高中部運動場 (年 4 回)
 小高東部運動場 (年 2 回)
 小高片草運動場 (年 3 回)
 小高片草テニスコート (年 1 回)
- 5 . そ の 他 (1) 作業に必要な草刈り機等の燃料、資材、ごみ袋等は受託側で準備すること。
 (2) 作業日ごとに作業報告書を提出し、後日提出すること。
 (3) 作業上、明らかな誤操作等で機械や施設、または私的所有物等に損害を与えたときは、受託側で負担すること。
 (4) 業務遂行上疑義が生じた場合、契約者と協議の上決定する。
- 6 . 環境への配慮 南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。